

議案第43号

埼玉西部環境保全組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、埼玉西部環境保全組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年9月1日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

埼玉西部環境保全組合の事務所を移転することに伴い、埼玉西部環境保全組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。